

令和元年度 第1回清瀬市地域自立支援協議会

会議録

日時：令和元年11月11日（月） 14時00分～16時30分

会場：健康センター 第2～3会議室

出席者：

（委員）岩澤 寿美子、岡村 康男、奥山 裕司、貝沼 寿夫、菊間 英子、
田上 明、富永 健太郎、外山 裕介、中野 公広、橋本 雅美、
深堀 清美、宮寺 孝 （五十音順）

（欠席）山崎 昭浩、渡邊 誉浩

（事務局）小山 利臣（生活・障害福祉担当部長）、新井 勘資（障害福祉
課長）、障害福祉課 1名

（傍聴人）1名

開会

生活・障害福祉担当部長 小山利臣より開会のあいさつ

議題

1 委員改選について

- ・委員自己紹介
- ・会長 副会長選出
富永委員が会長に、深堀委員が副会長に推薦される
⇒ 全会一致で賛成。富永委員が会長に、深堀委員が副会長に就任。

富永会長、深堀副会長よりあいさつ

2 専門部会の活動

事務局 今年度も4月から専門部会がそれぞれの取り組みを行ってきた。一方、4月の委員改選から本日まで本会議は開催されず、会長不在の時期であった。会長不在のまま専門部会が活動することは好ましくないため、次年度以降の本会議の開催時期は再考する。

・子ども部会

委員 相談支援センターひだまりとスマイルネットが障害児相談支援の指定を取り、部会に参加している。また、利用者の多くが児童である地域生活支援事業所「たけのこ」がオブザーバーとして継続参加している。

昨年度から部会外の機関と連携を図っており、今年度は子ども家庭支援センターの事業説明を受け、今後の連携に向けた関係づくりを行った。部会内研修は昨年度から虐待防止について取り組んでおり、昨年度は障害者虐待防止法について学んだ。今年度は子ども家庭支援センターを講師として児童虐待防止について学ぶこととした。

放課後デイの指標については、適時に再調査することを市に要望したところ、中学及び高校進学時に再調査を行う旨説明された。

・相談支援部会

事務局 相談支援の重要性を市民に伝える方策を検討している。障害福祉サービスを利用するための計画相談と理解されてしまい、障害者の生活をトータルに支援する機能が正しく理解されていない。部会員自身が相談支援の重要性を再認識できるよう、様々なケース検討をしながら考えている。

処遇困難ケースの事例検討も継続実施しており、今年度の第1回は身体障害者、第2回は知的障害者、第3回は精神障害者とまんべんなく検討している。

地域講演会については、12月24日開催に向けて準備中。相談支援専門員の知識習得を目的として検討を開始し、より広く地域住民にも普及啓発したいという観点から地域講演会となった。アンケート結果などから今後の取り組みへとつなげていきたい。

・権利擁護・差別解消部会

委員 権利擁護部会から形態変更し、障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる形でスタートした。権利擁護部会では障害者差別解消法に関する講演会などを行ってきたが、法的理解を広げるだけでは個別の事案は解決できないので、より具体的な事案検討に着手した。

市に寄せられた障害者差別の相談事案は1件。市の対応について検証し、助言を行った。

また、平成30年度の虐待5件を検証した。それぞれ背景にある家庭環境などを含めて問題点を整理した。事業所で起こってしまう虐待については、事業所の規模によって虐待防止研修の内容にバラツキがあることから、全市的な研修会を行う必要性が指摘された。

市民啓発ポスターについても協議した。類似する広報物が多い中で関心を持ってもらうためには、駅前のペDESTリアンデッキなど目立つ場所に掲示するなど、工夫が必要だと指摘された。

会長 各部会で専門的な検討が行われており、取り組みは着実に進んでいる。市民への普及啓発については、単発の講演会開催で終わることなく、その講演会によって市民の関心や理解度がどれほど高まったのか検証が必要である。また、その高まりを定着させるための取り組みにも着手したい。

委員 どの部会においても虐待防止の取り組みを重視している。部会ごとの取り組みではなく、全市的な取り組みに広げていきたい。

事務局 発生している障害者虐待は、単純な身体的虐待ではなく、複雑な家庭環境が背景にある経済的虐待や、手厚い支援だと思っていたことが権利侵害になってしまうなど複雑化している。市障害福祉課は、昨年度は子ども部会の研修で講師を務め、今年度は出前講座として障害者福祉センターに招かれ、虐待防止法について講義した。次年度以降も同様の取り組みを継続するが、より実践的な虐待防止研修を目指して本協議会の中で検討したい。

会長 次年度以降の研修の内容や対象者など、詳細は今後検討したい。

3 相談支援部会 講演会の開催

事務局より説明

会 長 開催して終わりではなく、今後活かしていくためには、講演会の目的を明確化する必要がある。本講演会は、誰に何を学んでもらうためのものなのか。

事務局 障害のある方の家族を主な対象者としている。特に障害児(者)の家族には理解してほしい内容である。何もかも家族が決めてしまう時期が長いと、自己決定する力が育たず、結果的に「親なきあと」のリスクを高めてしまうからである。そのため、障害児(者)の通学・通所時間となる平日午前中に開催することとした。

また、障害者を支援している現場の支援員にも是非聞いてほしい。このような講演会にはサービス管理責任者や施設長が聴講に来ることが多いが、より現場に近い人にも聞いてほしい内容だ。

会 長 現場の支援者は、今後の障害福祉を担う人材でもあり、早期にこのような知識を得ることが重要である。できるだけ広く広報していただきたい。

委 員 広報はタイミングも重要である。直前の広報では効果が限られるので、早めに周知するよう配慮してほしい。

4 清瀬市手をつなぐ親の会 学習会の開催

事務局より説明

毎年開催している学習会を2部構成とし、後半に「親なきあと」相談室主宰の渡部伸氏を招いて講義を行う。

委 員 障害者の主な介護者である親が高齢化し、「親なきあと」の心配事が多くなっている。お金の話は誰もが心配しているが、家庭ごとに状況が違うため、なかなか他人が口を出せない話題でもある。障害者のお金について基礎的なことを学ぶため、講演経験が多い渡部氏を招いた。親なきあとに備えるべきことはたくさんあるが、今回はお金の焦点を当てて講義していただく。

手をつなぐ親の会会員だけでなく、より広く障害のある方の家族に聞いていただきたい。「親なきあと」という講義名では若い保護者が関心を持ちづらいと思い、「親ある間」とした。

委員 権利擁護にも関わる分野であるが、権利擁護センターなどへの呼びかけも行うのか。

委員 手をつなぐ親の会学習会であるため、障害者の家族を主な対象としている。各関係機関にも参考になる内容だと思うので、参加は歓迎する。直接呼びかけはしないが、市報や市ホームページで広報して広く周知している。

5 高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会 市民交流事業の開催

事務局より説明

前年度は医師による基調講演を行い、アカデミックな内容であった。より具体的・実践的な支援内容を知りたいというアンケート結果を受けて、現場経験の豊富な方を招いて基調講演を行うこととした。

後半のトークセッションに登壇する障害当事者は、某大手企業の管理職だったS氏で、病院でのリハビリ生活を経て現職復帰した方。発症前は第一線で活躍していたが、復職後に「できない自分」「思うようにならない状況」に直面して辛い時期を過ごした。しかし、様々な支援者との出会いから少しずつ前向きになり、某区の高次脳機能障害者の当事者会などに参加するようになった。現在は、発症前よりも広い地域活動やネットワークを築いている。

会長 タイトルが「社会参加への道」なので、生活能力を取り戻す過程、地域とのつながりを作り直す過程についての話になるのだろう。障害者支援に関わる人が理解しておくべき内容であり、多くの方が来場できるように広報に尽力してほしい。

6 障害者計画の進捗評価

事務局より目標事業調書（案）を説明

委員 この調書における評価Aとは、すでに目標を達成し、今後更なる取り組みは行わないという意味か。

事務局 評価Aとは、現時点で行いうる取り組みを行い、到達しうる目標に届いているという意味である。あくまで現時点での評価なので、評価Aの事業も継続的に取り組んでいく。

なお、本計画の策定時の検討により、「達成目標を列挙するのではなく、本市がしっかり取り組んでいることについても明示し、市民に深く理解していただく」という方針を採った。そのため、従来から十分に取り組んでいる事業が増え、評価Aの項目が多くなっている。

委員 実施事業21「心のバリアフリーの推進」について、市民まつりなど福祉関係でないイベントで普及啓発できないか。また、コミュニティバスの吊り広告で掲示できないか。

事務局 広報媒体については、他課と協議が必要なので別途検討したい。

委員 実施事業28「コミュニティバスの利便性の向上」について、コミュニティバスの運賃改定は評価する。一方で、2人目の車いす客が乗車拒否されている現場を見た。ハード面の課題が残っている。

事務局 高齢化の進展により、コミュニティバスの制度発足時よりも車いす使用者が増えていると思われる。また、障害者の社会参加の推進などでバスを利用する障害者が増えていることもあるだろう。車いす客の増加はコミュニティバスが普及していることの証左であるが、ハード面での課題が出てきている。

会長 予算の問題もあり、ハード整備の早期解決が難しいことは理解している。大切なのは、課題を正しく把握し、訴え続けることである。現状のハードでは課題があるという観点からは「方向性：継続」でよいのか、再考の余地がある。

事務局 現在のコミュニティバスが最善の形態とは考えていない。本計画では利便性を向上させることを掲げており、その方向性は「継続」であると考えている。

委員 実施事業3「障害者虐待防止の推進」について、平成30年度の通報件数は8件である。これは前年度と比較して増加しているのか。また、虐待の傾向は把握しているか。

事務局 平成28年度の通報件数は2件。平成29年度も2件。平成30年度は8件と大幅増加しているが、これは虐待が増えているというよりも、通報義務が浸透した結果だと考えている。虐待者は、養護者（家族）と障害者福祉施設従事者等が概ね半分ずつ。

委員 通報者は障害者本人からか。

事務局 本人からの通報はほぼない。通所施設の職員や近隣住民が異変を察知して通報するパターンが多い。

会長 通報義務が浸透した結果として通報件数が増えたのであれば、前向きに捉えるべきだ。今後も虐待対応に取り組みつつ、虐待予防にも着手していきたい。より全市的な取り組みが必要であることから、方向性は「継続」よりも「充実」が適切である。

事務局 現在、障害者虐待の早期対応により深刻化を防いでいる段階であり、虐待の発生自体を予防するには至っていない。方向性は「充実」とし、どのような形で虐待防止を図れるか検討したい。
(ホームページには訂正後の資料を掲載)

委員 実施事業5「高齢障害者への介護保険サービス利用の支援」について、介護サービスへの移行を円滑化に努めると同時に、65歳に到達後も介護サービスへの切り替えが強制でないことも案内してほしい。

委員 実施事業14「清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実」について、中長期的に働いていたが離職してしまった障害者は、手厚い再就職支援を受けられない傾向にある。

事務局 障害者就労支援センターでは就労定着の支援も行っている。しかし、センター設立前に就職した方はセンターに登録情報がなく、離職したとしても把握ができない。現在は就労移行支援や就労定着支援など、就労系サービスが充実してきている。離職者は早期

に市障害福祉課や就労支援センターに相談していただきたい。市障害福祉課やセンターにつながっていない人の把握・支援については今後検討を要する。

委員 実施事業 36「防災・救護体制の確立」について、自立支援協議会で「きらり安心マップ」を作成して以降、取り組みが停滞していると感じている。今般の台風 19 号でも避難行動に苦慮した障害者は多い。行政の SNS など情報収集できる人ばかりではない。今後対策を強化する必要を強く感じる。

事務局 防災は地震対策になりがちであったが、昨今は台風やゲリラ豪雨が頻発している。今後取り組むべきテーマだと認識している。

委員 実施事業 12「特別支援教育の充実」について。特別支援教室の設置を目標としているが、特別支援学級の課題については審議できないのか。特別支援学級は地域内に偏在しており、距離的に通いにくさを感じている方がいる。

事務局 本計画では特別支援教室について計画化しており、特別支援学級の偏在については評価の対象外である。全ての行政課題を本協議会で審議することはできないため、通いにくさの解消については、教育委員会に訴えていただきたい。

委員 実施事業 18「図書館サービスの充実」について、特別支援学校で読み聞かせを行っていることを評価する。どの程度の頻度で実施しているのか。

事務局 頻度は把握していない。図書館に照会して調書に掲載する。
(年 1 回実施。直近数年は小学部 2 年生と 6 年生の授業 1 コマ。
ホームページには訂正後の資料を掲載)

7 第 6 期障害福祉計画（令和 3～5 年度）の策定体制

事務局より説明

障害福祉計画を策定する際には、独立した委員会を設置して検討を行っており、第 5 期計画策定時には資料 7-1 のとおり委員を選出した。策定委

員会には本協議会と兼務している委員も数名含まれているが、第6期の委員会設置時には、その人数を増やし、本協議会委員が中心となって計画策定を検討していただきたい。

現在は、障害福祉計画の策定体制（策定委員会）と評価体制（本協議会）が分離しており、その弊害も生じていると感じている。計画策定時の意図や方針が本協議会委員に分かりづらく、計画策定→評価→次期計画の策定…を切れ目なく行うことが難しくなっている。

会 長 策定体制と評価体制を分けることで、客観的な評価が可能になる利点はある。一方、本協議会が計画策定に積極的に関わることで、本協議会で指摘された課題を計画に盛り込むことが可能になる。

委 員 本協議会と兼務している委員は少ないが、日本社会事業大学、清瀬わかば会、清瀬療護園など、同法人から選出されている委員は多い。そのため、法人としての考え方は計画にも盛り込まれているはずである。

委 員 策定→評価という連続性を重視すれば、本協議会委員が策定委員を兼務することは有効である。

事務局 市から推薦依頼を受けた法人が誰を選出するのは法人の考え次第だが、メリットとデメリットを踏まえたうえで、事務局の考え方に大筋で合意いただきたい。

→ 基本的な方向性について合意を得た。

8 令和2年度の取り組み事業

事務局より説明

昨年度の本協議会にて、介護人材の不足が指摘され、同行援護従事者養成研修の開催が提案された。今年度の予算化が実現し、株式会社たまみずきに委託して8月に研修を開催した。受講者は18名、そのうち4名が従事者として活動している。本協議会で具体的な事業提案を受けたことで、地域課題の解消に向けて取り組みことができた。

来年度の取り組み事業について、ご提案いただきたい。

会 長 市として不足している分野を把握しているか。

事務局 同行援護と同じガイドヘルパーである動支援の従事者不足が指摘されている。ただし、移動支援は民間法人が養成研修を行っており、市が追随する必要性があるか判断しかねている。民間にできないことを行政が担うという考え方がある一方、官民一体で人材確保に取り組むという考えもあるためである。

委 員 移動支援のヘルパーが少ないのは、利用時間が1～2時間程度で報酬が少ないことも一因であるはずだ。移動支援よりも介護サービス報酬のほうが大きいいため、人材が流出していると思われる。人材確保の取り組みの一環として、報酬単価の見直しも検討してほしい。

委 員 市として取り組むべき課題として、施設内虐待の防止が挙げられる。虐待防止研修は事業所単位で行っているが、その内容が十分であるのか、事業所内部では評価が難しい。また、事業所内部の研修だと「この事業所で起こりうること」の検討しかできず、家庭内で起こりうることを検討することが難しい。そのため、通所系事業所と訪問系事業所が合同で研修を行い、意見交換できる場所があるとよい。

障害者福祉センターでは、毎年ほぼ同じ内容の研修を行っており、マナー化を指摘する声もある。しかし、虐待研修は「一度受けたから終わり」ではなく、何度も受けることが大切と考えているため、同じ内容を実施している。

虐待研修の目的の一つとして、「虐待は遠い世界のことでなく、自分も虐待者となりうることを知ることだ」と思う。手厚い支援が行き過ぎて権利侵害になってしまうこともあるからである。しかし、現場の支援者は使命感をもって支援をしているため、自分が虐待者になりうることに思い至ることができないようだ。支援者の意識を変えていく難しさを痛感している。

会 長 地域全体で虐待研修を行うことで、さまざまな気づきが生まれる。テーマは虐待という深刻なものだが、事業所間で意見交換することで新たな気づきがあり、前向きになれるかもしれない。重要な取り組みとして、今後具体的な手法を検討していきたい。

9 日中サービス支援型共同生活援助の運営報告

事業者である社会福祉法人清瀬わかば会より説明

7月1日に開所した。施設は2ユニットで、こすもす7名(1階2部屋、2階5部屋。女性4名、男性3名)。かたくり7名(1階1部屋、2階6部屋。女性1名、男性6名)。短期入所事業所オリーブは1床。

入居者の障害支援区分は、区分3が2名、区分4が3名、区分5が4名、区分6が5名。

援護の実施期間は清瀬市11名、東久留米市1名、東村山市1名、西東京市1名。

日中活動の場は工房わかば9名、わぁーく！わかば3名、アフターケア協会2名。

入居前の居住地は、旧GHうらら5名、入所施設1名、在宅8名。

委員 短期入所の利用状況は如何。

わかば会 現在は準備段階である。利用登録を進めており、12月中の開始を目指している。

会長 障害支援区分5～6の入居者が大半を占める。適切な支援はできているのか。

わかば会 環境変化に弱い方もいるため、限られた曜日のみ宿泊する移行期間を設けるなど配慮を行っている。

委員 入居者の年齢幅は如何。

わかば会 26歳から60歳まで。平均は約40歳。

会長 事故が起きないように気を付けていることはあるか。

わかば会 人員配置には細心の注意を払っている。日中は4名、夜勤は3名配置で見守りが行き届くようにしている。

会長 GHでの支援は、生活介護など日中活動系サービスと異なるスキルが必要だ。どのようにスキルアップを図っているのか。

わかば会 入居者の障害特性を理解することがなによりも大切だと考えている。日常的に職員同士の意見交換を行い、障害特性に合わせた支援方針の統一を図っている。

→ 開所間もなく、現時点では評価段階ではないことから、事業評価は次年度以降とした。

11 各施設の災害対策（台風 19 号など）

事務局より説明

昨今、地震以外の自然災害の脅威が顕在化している。台風 19 号における各施設の対応を伺う。

委員 清瀬喜望園では、人工呼吸器を使用している入所者がいるため、電源確保が課題である。倒木で電線が切れるという状況を想定し、停電対策に努めた。自家発電機は 3 時間しか保たないため、蓄電器を 10 台設置した。また、カセットボンベで充電できる機器も用意した。

委員 清瀬わかば会は、事業所に職員が待機して避難者の受け入れに備えた。清瀬市の防災マップは平成 26 年度のもので最新であり、情報が古くなっている。また、福祉避難所の制度を正しく理解していない方が多いので、普及啓発の必要がある。市の避難所運営に関しては、満員で入れないときの対応など課題が見えてきた。

委員 他市では、市の避難所が設置されなかったため、市に問い合わせたら「自宅の 2 階に上がって浸水に備えてほしい」と指示された方がいた。その方は人工呼吸器を使用している清瀬療護園の通所者であったため、清瀬療護園を避難場所として提供した。

委員 保健所では、台風が接近している段階で人工呼吸器を使用している圏域の難病患者全員に電話連絡し、電源確保をしているか確認した。電源の用意がない方に対してはできる限りの助言を行った。吸引器の外付けバッテリーがない方がいたため、近隣施設に電話で協力依頼し、充電をさせていただき旨お願いした。発災後 72 時間は自助・共助でしのぐしかないため、事前準備の重要性を

改めて感じた。

福祉避難所を一次避難所と誤解している方が多い。正しい理解を促す努力も必要だが、福祉避難所を一次避難所の利用をせずに使えるような仕組みの見直しも必要ではないか。

会 長 避難所について多くの問題提起があった。今般の台風被害を教訓として、災害対策について協議していきたい。

以上